

# 人・農地問題の解決策の継続的推進 (25年度予算概算要求)

平成24年9月

農林水産省

## 目次

人・農地問題の解決策の継続的推進	1
地域農業支援組織の連携強化	2
経営体育成支援事業の再編	3
適切な「人・農地プラン」について	4
新規就農の全体像	5
農地集積のための総合的な施策	6
農地集積協力金の拡充要求のポイント	7
女性の能力を活かすために	8

# 人・農地問題の解決策の継続的推進

## 25年度からの改善・強化策

### 人・農地プラン

地域の話し合いで、

- ・ 中心経営体の特定
- ・ 中心経営体への農地の集積
- ・ 地域農業のあり方を明確化

### ★地域における推進体制の強化

適切な「人・農地プラン」の作成・実行に向け、地域内の合意形成を効率的・効果的に進められるよう、市町村段階の地域農業支援組織の連携・分担による推進体制を強化

〔戸別所得補償経営安定推進事業のうち  
地域農業支援組織連携強化活動 15 (0) 億円〕

### ★プラン作成メリットの強化

- ・ 経営体育成支援事業（個別経営体の施設等の融資残補助）について、適切な「人・農地プラン」を作成した地域向けのものとして再編  
【経営体育成支援事業 49 (63) 億円】
- ・ 基盤整備事業、各種共同利用施設整備事業等の実施に当たって、人・農地プランとの関係を考慮  
（強い農業づくり交付金、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業等）

### 新規就農

- 青年就農給付金  
（準備型(2年)・経営開始型(5年)）
- 農の雇用事業  
（青年の農業法人等への雇用就農）

### ★所要額の確保と使いやすいスキーム

### ★農業法人等の雇用力の強化

- ・ 農業法人等の職員を当該法人等の次世代経営者として育成するための研修派遣に対する支援を追加

〔新規就農総合支援事業のうち  
青年就農給付金 249 (104) 億円  
農の雇用事業 93 (26) 億円〕

### 農地集積

- 出し手への農地集積協助力金
- 受け手への規模拡大加算

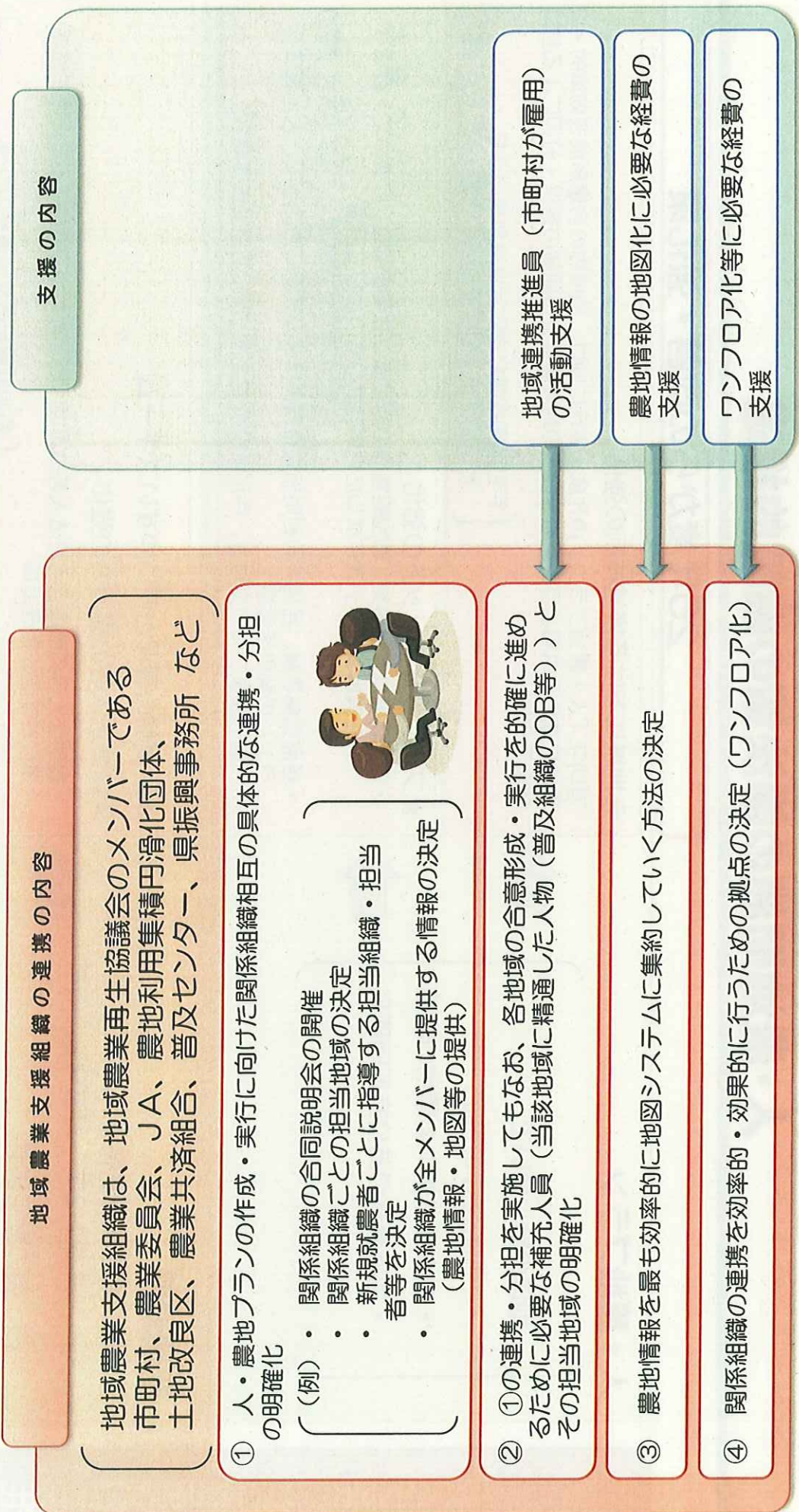
### ★樹園地、野菜畑等（土地利用型農業以外）の円滑な経営継承を 対象に追加（規模拡大加算では既に対象となっているところ）

【農地集積協助力金 65 (65) 億円】  
【規模拡大加算 100 (100) 億円】

今後とも継続的に推進

# 地域農業支援組織の連携強化 15億円 (0億円)

適切な「人・農地プラン」の作成・実行に向け、地域内の合意形成を効率的・効果的に進められるよう、市町村段階の地域農業支援組織の連携・分担による推進体制を強化。  
 (※市町村段階で実施できない場合は都道府県段階で行うことも可)



## 経営体育成支援事業の再編

適切な人・農地プランを策定した地域の中心経営体等に対して、融資残補助

融資を受けて、新たに機械・施設等の整備を行う中心経営体等に対し、  
事業費の3/10もしくは融資額のいずれか低い額を限度に補助

なお、過去に補助金を使わず融資を受けて機械・施設等を整備したことにより農業所得、地域内  
雇用等の成果をあげた中心経営体等については、優先的に配分されるように措置

国の直接採択方式を改め、当該県内の地域の人・農地プランの状況を踏まえて県に予算を配分し、  
県から市町村、市町村から地区に配分する方式に変更

## 適切な「人・農地プラン」について

- (1) 以下の全てを満たすプランを「適切なプラン」とする。
  - ① 当該地域のほぼ全体をカバーするプランとなっていること。
  - ② 中心経営体として適切な経営体が選定されていること。
  - ③ 5年後、10年後においても耕作放棄地が拡大せず、地域農業が健全に維持・発展していること。
  - ④ 土地利用型農業について、中心経営体への農地集積が円滑に進むと見込まれること（土地利用型農業がほとんどない地域を除く）。
- (2) まず、市町村が評価し、これを各種事業採択時など、必要に応じて都道府県がチェックする。必要な場合には国が目合わせを行う。

# 新規就農対策の全体像

## 新規就農総合支援事業

349億円(136億円)

<p><b>所得の確保</b> 最低賃金 (約820円×1800時間) の確保</p>	<p><b>就農準備</b> (高校卒業後を支援)</p> <p><b>青年就農給付金(準備型)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について年間150万円を最長2年間給付</li> </ul> <p>○研修終了後1年以内に、独立・自営の経営開始又は農業法人等へ就農しなかった場合、及び給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合は全額返還</p>	<p><b>法人正職員としての就農</b></p> <p>法人正職員として最低賃金以上を確保</p> <p><b>法人側に対して農の雇用事業</b></p> <p>1)法人に就職した青年に対する研修経費として年間最大120万円を助成(最長2年間)</p> <p>2)法人等の職員を法人の次世代経営者として育成していくために先進法人・他産業へ研修派遣する経費を助成(月最大10万円、最長2年間)</p>	<p><b>就農開始</b></p> <p><b>独立・自営就農(※)</b></p> <p><b>青年就農給付金(経営開始型)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に位置づけられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者について年間150万円を最長5年間給付</li> </ul> <p>○市町村等が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り</p> <p>○所得が250万円以上ある場合は給付しない</p> <p>※独立しない親元就農は含まないが、親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合は対象</p>	<p><b>経営確立</b></p>
<p><b>技術の習得</b></p>	<p><b>農業経営者育成教育のレベルアップのための助成</b></p>	<p><b>戸別所得補償制度</b></p>	<p><b>就農支援資金(無利子)</b></p>	<p><b>スーパージ資金</b></p>
<p><b>機械・施設の導入</b> 経営の複合化、多角化等に必要なものを含む</p>	<p><b>農地の確保 就農相談</b></p> <p>就農しようとする市町村等とよく相談し、人・農地プランに位置付けてもらい、農地利用の目的をつける ・法人正職員としての就農の内定をもらうなどの事前準備を支援。</p>	<p><b>経営体育成支援事業</b></p>	<p><b>農地利用集積円滑化事業等により農地利用を確保</b></p>	<p><b>が新規就農総合支援事業で実施する内容</b></p>

# 農地集積のための総合的な対策(平成25年度予算概算要求)

## 集落における徹底した話し合い等

- ・ 営農意向、第三者への農地の委任意向を確認しつつ、地域の中心となる経営体、そこへの集積と利用区分等を決定

## 関係機関等における打ち合わせ

- ・ 地域農業再生協議会が中心となり、集落営農や法人等の代表者との協議を通じ人・農地プラン原案を検討。

※ 女性が概ね3割以上参画することを要件

○ 市町村が集落・地域ごとの「人・農地プラン」を作成

## 25年度新規事業

○ 適切な「人・農地プラン」の作成・実行に向け、市町村段階の地域農業支援組織の連携・分担による推進体制を強化

20億円(7億円)

## 遊休農地解消のための農地法等の適正運用

### 農地法

農業委員会は、遊休農地解消のための法制度を確実に実施(地域の中心となる経営体に貸し付けて、農地を集積する方向に誘導)

- ・ 農地利用状況の調査

・ 遊休農地所有者等に対する農地の利用増進のための指導  
 指導に従わない場合には、遊休農地所有者等への通知、勧告、買入協議、都道府県知事による調停、特定利用権の設定等の手続へ移行

### 相続税納税猶予

納税猶予適用農地が遊休農地化している場合、納税猶予打切り手続を確実に実施(地域の中心となる経営体に貸し付けていれば、納税猶予継続可能)

### 贈与税納税猶予

納税猶予適用農地について貸し付けても納税猶予継続(貸付け時点で10年以上(65歳未満の場合には20年以上)の営農が必要)

集落内の話し合いによる農地集積の円滑な推進

## 農地集積協力金 65億円(65億円)

人・農地プランに向けた話し合いの中で、地域の中心となる経営体への農地集積や分散化した農地の連担化が円滑に進むようするため、そうしたプランを定めた市町村において、市町村等が農地集積に協力する者に対して農地集積協力を交付

市町村等に対し下記の基準により配分し、市町村等は配分された金額の範囲内で単価を決定し、協力者に交付。  
 0.5ha以下：30万円/戸  
 0.5ha超2.0ha以下：50万円/戸  
 2.0ha超：70万円/戸

### 【25年度の改善点】

これまでの土地利用型作物に加え、樹園地、野菜畑等(土地利用型農業以外)の円滑な経営継承を対象に追加

戸別所得補償制度の規模拡大加算

## 規模拡大加算 100億円(100億円)

[交付要件]

農作物の販売農家が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積するために新たに利用権を取得した場合に、農地面積に応じて交付金を交付

[交付単価]

2万円/10a

○ 樹園地、野菜畑等(土地利用型農業以外)については、これまでも支援の対象としてきたところ

# ○ 農地集積協力の拡充要求のポイント(24年度と異なる部分のみ記載)

## < 経営転換協力金 >

### 【拡充内容】

樹園地、野菜畑等(土地利用型農業以外)の円滑な経営継承を対象に追加

### 【交付対象者】

地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者

- ① 土地利用型農業から経営転換する農業者
- ② 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ③ リタイアする農業者
- ④ 農地の相続人

〔農業部門の減少により経営転換する農業者とは、以下のような場合です。〕

- ・ 露地野菜と施設野菜を経営していた農業者が露地野菜をやめて施設野菜のみに経営転換する場合
- ・ 露地果樹と露地野菜を経営していた農業者が露地果樹をやめて露地野菜のみに経営転換する場合

※ 農業者戸別所得補償制度の加入者又は加入要件を満たす見込みのある者(土地利用型農業以外は加入者要件を問いません。)である必要があります。

### 【交付要件】

交付対象者が行うべき要件

- 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合
  - ・ 農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に、削減する部門の全ての自作地(=10a未満の農地及び他の農業者に、利用権を設定している農地又は農作業を委託している農地を除く。)を白紙委任することが必要です。

※ 樹園地、野菜畑等を白紙委任する場合は、地域の中心となる経営体が借り受け可能な状態であることが必要です。(P)

### 【交付単価】

- 対象となる面積区分及び交付単価については、24年度と同額

# 女性の能力を活かすために(平成25年度予算概算要求)

- 女性は、農業や地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化の担い手としても大きく期待されており、その能力の発揮を一層促進する必要。
- このため、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定)において、「農林水産施策における女性優先枠の設定、計画づくりに際して女性の参画を求めめるなどの措置を講ずる」とされた。平成25年度予算概算要求では以下の施策により支援。

## 6次産業化などにチャレンジする女性への支援

経営体向けの補助事業については、女性農業者等の積極的活用が望まれることから、女性農林漁業者のネットワーク等を通じて、女性にこれら事業を活用できることを周知徹底するとともに、女性や女性グループが積極的に採択されるよう配慮します。

1. 経営体育成支援事業 4,883百万円の内数  
人・農地プランに位置づけられた中心経営体等の育成・確保を図るために必要な農業用機械等の整備を支援します。
2. 6次産業総合推進事業のうち6次産業推進地域支援事業 1,301百万円の内数  
地域の農林漁業者等に対する新商品開発や販路開拓、技術研修会の開催等を支援します。
3. 6次産業化推進整備事業 1,983百万円の内数  
6次産業化の推進に必要な機械・施設等の整備を支援します。

この他の事業においても、女性の取組の促進に配慮した措置を講じます。

## 企画・立案段階からの女性の参画を促進

- 戸別所得補償経営安定推進事業

地域農業の目指すべき方向や確保すべき経営体の姿を定めた「人・農地プラン」の検討に当たって、女性が概ね3割以上参画することを要件化します。

## 地域で活躍する女性経営者の更なる発展支援

- 女性・高齢者等活動支援事業のうち 160百万円  
 女性経営者発展支援事業等

女性経営者相互のネットワークの形成や、企業経営者等との交流機会の設定、全国レベルの情報交換による女性経営者の声の集約などを通じて、女性経営者の飛躍的な発展を促します。

